

令和6年度事業計画

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況からの正常化が大幅に進み、賃上げや価格転嫁が加速し、景気も緩やかに回復している。今後も、雇用や所得環境が改善する中で、各政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。しかし、一方で、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念、物価上昇、中東地域等をめぐる情勢、金融資本市場の変動、加えて令和6年能登半島地震の影響等には十分注視していく必要がある。

製パン業界においては、令和5年度に多くの事業者が価格改定を実施し、多くの取引先や消費者の理解の下で業績は総じて回復傾向にあるが、今後も、好転が期待される経済情勢の中で経営環境の更なる改善が望まれる。しかしながら、引き続き、原材料価格、エネルギーコスト上昇が懸念される中で、消費者の節約意識は一段と強まっており、会員各社がそれぞれ知恵を出して間違いのない施策を講じ、ニーズを的確に捉え、製品の品質向上、値頃感のある製品も含め幅広い価格帯の製品の品揃え、製品の安全確保に万全を期していく必要がある。

また、不安の高まっている世界的な農産物需給等の動向を踏まえ、パン製造に不可欠な原材料・資材の安定調達に十分注意していかなければならない。

加えて、各社にとって大きな懸案事項となっている外国人も含めた人材確保や物流2024年問題への発着荷主としての対応のほか、食品ロスやプラスチック使用量の削減・低炭素社会実現等SDGs、適正な食品表示への対応、パン食の普及等製パン業界を取り巻く諸課題にも継続的に取り組んでいくことが重要である。さらに、緊急時において、主食等を提供する食品業界としての社会的責任を果たすため、食糧支援の活動に業界挙げて取り組む。

当会は、令和5年10月に創立60周年を迎えたが、次の第一歩となる令和6年度においても、関連団体・業界等と緊密に連携しつつ、会員が一致協力して諸課題に適切に対応し、持続的に発展していけるよう、最大限の努力を行うこととし、下記の取組を積極的に実施していく。

記

1 主原料及び原材料対策の推進

- (1) 主原料である小麦について、政府売渡価格制度の適切な運用、内外価格差の是正を引き続き求める。
- (2) また、パンの製造に必要不可欠な小麦、バター、鶏卵、小豆等の原材料の安定的確保のため、これらの需給等に係る情報収集等に努めるとともに、国産品の利用促進のための各種取組も行う。また、雑豆共同購入の事務局として、雑豆輸入制度の適切な運用に貢献していく。

2 食品の安全性確保、品質管理に関する対策等の推進

製パン業界として、食の安全・安心の確保を図るため、これらに係る施策等の適切な情報の提供、意見交換等を行うとともに、各社において衛生管理の強化に自主的に取り組む。

3 食品表示の適切な推進

今後とも、消費者に誤認を与えることなく、消費者の自主的・合理的な商品選択に資するよう、表示に係る法令、自主基準の遵守を徹底するとともに、様々な表示ルールに係る検討状況等を注視しつつ、必要な対応を図る。

4 適正な取引の推進

農林水産省の「食品製造業者・小売事業者間の適正取引推進ガイドライン」等を活用しつつ、引き続き、関連法令への適切な対応等を通じ、製パン業界のあるべき姿の実現を目指して努力していく。

5 物流対策の推進

物流2024問題に対応し、発荷主・着荷主両面での取組改善に関する情報の提供、共有、意見の集約を行う。

6 災害時等緊急時の対応と体制整備

阪神・淡路大震災、東日本大震災及び近年頻発している大災害時の経験を踏まえ、緊急事態発生時に必要な対応を行うとともに、危機管理対応体制の整備・強化を図る。

7 環境問題への対応

- (1) 環境問題の解決に向けて様々な対策が進められる中、プラスチック使用量や食品ロスの削減、省エネルギー・脱炭素対策、に関する情報の共有・提供、当会の自主行動計画のフォローアップ、関係機関への意見提出等適切な対応を行う。

- (2) 特に、プラスチック容器包装リサイクル制度に関しては、容器包装と製品プラスチックの一体的回収等を内容とする新たな制度やリデュース等の取組の更なる推進が行われることとなるが、食品産業センター及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会と連携し、製パン業界として不合理な負担が増えること等がないよう、活動を継続的に行う。
- (3) また、食品ロス削減に関しては、主な取組である発注リードタイムの適正化に向けて、関係団体の研究会に参画する等の対応を行う。

8 製パン業の業務継続、経営基盤に係る諸課題への対応

- (1) 国民にとって必要不可欠なパン製品の安定供給という使命を達成するため、各会員において各種感染症の感染予防対策を引き続き徹底して実施できるよう、行政機関等からの関連情報提供の充実に努めていくとともに、必要に応じ諸要請を行う。
- (2) また、外国人労働者制度の変更が予定されている中で外国人を含む人材の確保、労務・安全対策等も含めて製パン業の経営基盤に関連する諸課題に適切に対応する。

9 パン食の普及啓発及び消費拡大

- (1) パン食普及協議会を中心とした、各地の広報・PR活動支援、ホームページ等を通じた情報発信の充実、国産小豆の利活用のための事業実施等を通じて、パン食の普及啓発事業を推進する。
- (2) 学校パン給食推進協議会を中心とした、各地の学校パン給食に係る活動や諸課題解決のための取組を支援する。
- (3) 消費者との対話や問い合わせ・苦情処理及び広報活動を行う

10 各種会議等の開催やWebの積極的活用

- (1) 上記の諸課題に適切に対応するため、定例会議、科学技術委員会、物流改善等委員会、労務研究会等を引き続き定期的で開催し、一層の情報提供や意見交換を行う。
また、必要に応じて、関係者間の会合、行政機関・団体関係者等による説明会を開催する。
- (2) 各種会議や意見交換・説明会については、対面方式とともに、業務効率化等を踏まえ、Webの積極的な活用を図る。

11 関係行政機関及び関連団体との連携等の強化

製パン業界を巡る様々な課題に関しての必要な対策の検討や要請を行うとともに、製パン業の一層の発展・社会的地位の向上や当会組織の強化・拡充を図るため、関係行政機関及び食品・小麦粉等関連団体との連携や意見交換等の活動を積極的に行う。また、パン産業振興議員連盟とも引き続き連携する。さらに、会員間あるいは関連業界との交流・親睦のための活動を行う。